

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年5月27日

東京都作業部会確認年月日 令和元年5月28日

事業名 会場借上げ費用

案件名 テストイベントに係る会場借上げ費用について（幕張メッセ）

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、テコンドー、レスリング、ゴールボールの競技会場となる幕張メッセのテストイベントの運営に必要な施設・土地を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 テコンドー、レスリング、ゴールボール実施のために使用する幕張メッセの会場使用料及び土地使用料は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、オリンピック経費の全額及びパラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 5 月 31 日の合意により、都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 幕張メッセは東京 2020 大会の競技会場であり、テコンドー、レスリング、ゴールボールのテストイベント会場となるため、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> テストイベント、設営・撤去にかかる使用料は正規料金となっている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、規定の使用料によることから、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」は評定対象外であり、報告案件となるが、本報告の際に認められた事項に限って認めることとする。 本大会の使用に向けては、千葉県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V 3 予算内に収めること。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。